

Vol.3 No.22 2008年5月

### ホルムアルデヒドが第2類物質に！

厚生労働省は、ホルムアルデヒドに係る労働者の健康障害防止対策を強化することを目的として、労働安全衛生法施行令の改正を行いました。この改正政省令・告示は平成20年3月1日から施行され、一部を除き施行日から適用されます。

#### 改正の内容

現行の安衛令別表第3において第3類物質とされているホルムアルデヒドを健康障害防止強化の為、第2類物質に変更することになりました。この変更により、事業者は、ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合、労働安全衛生規則第45条に基づく特定業務従事者健康診断により、一般健康診断を6ヶ月ごとに行うようになります。

また、化学物質の労働環境および労働者の健康の管理から、作業環境測定とその結果の保管も行わなければならないこととなります。

#### Q&A

- Q. ホルムアルデヒドってどんな物質？  
 A. 刺激臭を持った気体で、化学反応性・引火性が強く、空気との混合気は爆発性です。ホルマリン(局方)や多くの化成品(樹脂や薬品)の原料として用いられます。(人体への影響は右上表)  
 Q. 作業環境測定の対象となる場所は？  
 A. ホルムアルデヒド及びこれを1%を超えて含有する物を製造し、または取り扱う作業場。  
 Q. いつからやらなければいけないの？  
 A. 平成20年3月1日より施行(平成21年2月28日までは猶予期間)されます。  
 Q. 管理濃度及び結果の記録の保存期間は？  
 A. 管理濃度0.1ppm、30年間保存です。  
 Q. 測定方法は？  
 A. 固体捕集-高速液体クロマトグラフ分析方法。

#### 人体への影響

	症 状
長期 反復暴露	発ガン、アレルギー、化学物質過敏症(シックハウス)、肝臓・腎臓の慢性障害
短期暴露	催涙性、かすみ眼、咳、吐き気、肺水腫

#### 用途

フェノール系・尿素系・メラミン系合成樹脂原料、ポリアセタール樹脂原料、界面活性剤、農薬、塗料、接着剤、メッキ液、消毒剤、防腐剤、脱臭剤など

#### 【作業環境測定の流れ】

デザイン	有害物質の飛散する範囲や作業者の行動範囲を考慮して測定範囲や測定点を決定
サンプリング	測定点において有害物質を捕集
分析	有害物質の濃度を測定
管理区分の決定	分析結果を元に作業環境の評価

- 第1管理区分 作業場所のほとんどの場所が有害物質濃度が管理濃度を超えない状態  
 第2管理区分 作業場所の有害物質濃度の平均が管理濃度を超えない状態  
 第3管理区分 作業場所の有害物質濃度の平均が管理濃度を超える状態

環境分析や調査、その対策に関わる問題や疑問などのご相談がございましたら、お気軽に当社までお問合せ下さい。

大気環境部 小玉香織

#### ～編集後記～

先日、社内のグループ会議にて北極圏の環境汚染について話しました。今現在、北極や南極が深刻な環境汚染にさらされています。海洋不法投棄、先進国をはじめとする多くの国が微量に排出する汚染物質が、気流や海流に乗って北極を襲っています。各国から排出される汚染物質は極微量ですが、何万kmの距離を気流・海流が旅する中で、様々な国の汚染物質を取り込み、生物濃縮などを繰り返して、極に到達する頃には、数千・数万倍の濃度にもなるそうです。地球儀を見てみると無数に国境が引いてありますが、環境に国境は無い！としみじみ思います。



#### 業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)  
 プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メテ)  
 水処理薬品部門(ホイル・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)  
 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社は環境マネジメントシステム  
 ISO14001:2004の認証取得事業所です



環境科学センターは  
 品質マネジメントシステム  
 ISO9001:2000の認証取得事業所です